2012.06.18

ミャンマー法務事情（１）－外国投資法とその改正事情

１　はじめに

「ミャンマーは、今変革の熱気に満ちあふれているよ。人々はみんな、この変化に期待しているんだ、ただ、軍政が長く、法律が十分でない、今まさに日本の法律家の支援が必要なんだよ！ミャンマーは、かつてビルマと呼ばれた親日国だからね」２月にミャンマーを訪問された大学教授が、私におっしゃった言葉です。テイン・セイン大統領の下、長らく軟禁状態にあったアウンサン・スーチー女史の解放、補欠選挙での議員選出、若干のトラブルはあったものの、同氏の登院などにより、ミャンマーは軍事独裁政権の殻を破り、資本主義国家への歩みを始め、それにつれて外国企業も投資の最後のフロンティアとして注目しています。

２　1988 年外国投資法

（１）　投資形態

このようにミャンマーは、外国企業が投資先として注目していますが、現在の外国投資法は、1988 年に制定されたものです。①100%外国人所有の場合は、個人所有、パートナーシップ、有限責任企業の形で行うものとされ、その他には②35%以上を外国人が出資する、ミャンマーの国民、私企業、または国有経済企業[1]との合弁事業、その他の投資形態としては③外国企業の支社や営業所での進出があります。その中で、有限責任企業の形が通常選ばれる所有形態であるようです。有限責任企業として、ミャンマーにおいて事業をするには、企業登録事務所に登録をする必要があります。

（２）　最低資本と取引許可、投資委員会許可

製造業の場合には、外国人側の投資額の最低は 50 万米ドル、サービス業の場合には 30 万米ドルが最低資本額とされていますが、この資本注入の前に、まず企業登録事務所から取引許可[2]を得る必要があります。また、この資本のうち半額は、ミャンマー投資商業銀行に預金として預けておかなければなりません。これにより、外国から最低資本金以上の投資を受けると、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Committee）から投資委員会許可を受けることができます。取引許可は、ミャンマーで事業を行うのに必要ですが、ミャンマー投資許可は必ずしも必要ではありません。これは外国投資法に定められた様々な特典を享受するためのものです。

---

[1] 1989 年 State-owned Economic Enterprise Law で定められる 12 の産業を行い得るいわゆる国有経済企業です。

[2] 現在、貿易に関しては、取引許可が発行されておらず、その説明も特に政府からは無いとの事です。製造業、サービス業に関しては、取引許可が発行されています。

（３）　制限のある産業

1989 年 State-owned Economic Enterprise Law は、①チーク材の採取販売、②森林の保護、保全、③石油、天然ガスの採掘、精製等、④宝石、貴石の採取及び輸出、⑤政府が調査のために確保する漁場での水産物の養殖等、⑥郵便、通信産業、⑦航空、鉄道産業、⑧テレビ、放送サービス、⑨金融サービス、⑩金属の採取、精錬、⑪発電、⑫防衛産業については、国有経済企業のみが行うことが出来るとしていますが、上述の投資形態の項で述べたように、外国人との合弁事業に対しても、その事業権を与えることができるとしています。

（４）　外国投資に関する特典

外国投資に対しては、様々な特典や減免措置があります。主なものは以下のとおりです。

① 事業収益の内、留保されたものを１年以内に他の事業への投資に用いた場合は所得税が免除されます。
② 機械、設備等の減価償却額を加速償却することができます。
③ ミャンマーで製造された製品の輸出から生じる利益の 50%の課税免除
④ 外国人従業員への所得税を支払い、その額を使用者の所得額から控除することが出来ます。
⑤ 損失の３年分の繰り越し
⑥ 当初３年間の原材料の輸入にかかる関税、国内税の課税免除

３　1988 年外国投資法の改正

現在国会に提出されている改正法によれば、上記２（４）⑥の免税期間が３年でなく５年になるなどが盛り込まれるようです。今後の動向を注視したいところです。

本レポートは、タイ王国 Chandler & Thon-Ek 法律事務所（2012 年 3 月 24 日付け「Doing Business In Myammer」、Chavalit 法律事務所のミャンマーに関する記事（2012 年 5 月 26 日付け）を参考にさせていただきました。次のミャンマー法務事情では、労働法、税法等について、ご紹介したいと思います。

執筆者　弁護士法人 苗村法律事務所 所長　苗村博子

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。